

第10回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和2年1月27日)

午後1時27分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 報告第1号 農地の賃貸情報の提供について
- 第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 水利権更新・変更に伴うかんがい面積証明について
- 第7 その他 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

◎出席委員 (10名)

- 1番 樋口 國 先
- 2番 瓜田 晃
- 3番 荒谷 和 江
- 4番 山下 博 史
- 5番 長谷川 和 夫
- 6番 菅野 能 弘
- 7番 神野 充 布
- 8番 杉田 文 枝
- 9番 藤本 博
- 10番 外崎 敬 雄

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
- 事務局次長 中村 稔
- 副主幹 村田絵美

◎開会宣言

外崎会長 | ただいまの出席委員は 10 名、全員の出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第 10 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 | <日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 7 番神野委員、8 番杉田委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 | ご異議がないようでありますので神野委員、杉田委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

外崎会長 | <日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

外崎会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | 2 ページをご覧ください。第 9 回総会以降の経過報告です。
12 月 26 日、1 月 9 日、16 日、23 日令和元年度農業簿記勉強会を荒谷委員を講師としまして杉田委員にお手伝いいただき開催しております。参加者は 26 日 5 人、9 日 5 人、16 日 3 人、23 日 5 人です。1 月 5 日、令和 2 年新年交礼会が文化会館 COM100 で行われまして、外崎会長、藤本代理、樋口委員、瓜田委員、荒谷委員、山下委員、長谷川委員、神野委員、杉田委員、山崎局長、中村次長が出席をしております。9 日美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会、新規就農者等指導委員会、経営改善指導委員会、農業実習生受入事業審査会が農業振興センターで開催され、こちらは事務局で対応しています。幹事会では担い手育成総合支援協議会の経過報告と研修会の開催について協議を行っています。新規就農者等指導委員会では、新規就農予定者の研修状況と新規就農者募集のため参加しました新規就農フェアの状況について報告がありました。経営改善指導委員会では、経営継承された 1 件の新規認定について審査を行っております。農業実習生受入事業審査会では、実習生の応募が 1 件ありましたので審査会を開きまして受入農家につきまして協議を行っております。現在、受入れ農家の調整を行なっているところです。22 日、令和 2 年度予算副町長査定が行われまして、事務局で対応しております。同日、親交会主催の農業委員会懇談会が開催されまして全員と事務局と出席をして

おります。27日、本日第10回農業委員会総会です。3ページをお開きください。第10回総会以降の予定です。1月29日、令和2年度予算町長査定が行われます。こちらは、事務局が対応します。30日令和2年美深町議会第1回臨時会が予定されておりまして、山崎局長、中村次長が出席の予定です。30日、2月6日、13日、20日、27日、令和元年度農業簿記勉強会が役場小会議室で行われます。引き続き講師を荒谷委員、杉田委員よろしくお願ひします。2月12日から13日、上川地方農業委員会連合会役員会および会長、会長職務代理、事務局長研修会が富良野市で開催されます。外崎会長、藤本代理、山崎局長の出席の予定です。14日、第40回全日本・第39回北海道スキー選手権大会フリースタイル競技エアリアル種目開会式およびレセプションが文化会館COM100で開催されまして、外崎会長と山崎局長が出席の予定です。17日第3回女性農業者のつどいを開催いたします。昨年に引き続きまして今年度も杉田委員が実行委員長となりまして荒谷委員とともに第3回農業者のつどいを開催されます。案内はこれから発送となりますが、20代から50代の女性農業者を対象に行いたいと思います。続いて第11回の農業委員会総会ですが、2月25日か26日に開催したいと思いますが、皆さんのご予定はいかがでしょうか。

(予定調整中)

外崎会長 それでは、第11回農業委員会総会を2月25日に開催しますのでよろしくお願ひいたします。報告以上です。

外崎会長 ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜わります。ありませんか。

なければ次に進みます。

◎日程第3 報告第1号

外崎会長 <日程第3>報告第1号農地の賃貸借情報の提供についての報告を求めます。事務局より説明を願ひます。

村田副主幹 はい、副主幹。

外崎会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは、4ページをご覧ください。報告第1号農地の賃貸借情報の提供について、農地法第52条の規定により、次のとおり平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準について、情報提供したので報告します。田の部、こちらは今回締結されたものはありませんでした。畑の部、美深町全域、平均額2,400円、最高額5,000円、最低額1,000円、データ件数は21件です。農地の賃貸借情報につきましては、町のホームページで提供を行います。報告以上です。

外崎会長 報告第1号についてご意見、ご質疑を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、報告第1号農地の賃貸借情報の提供については、報告済といたします。

◎日程第4 議案第1号

外崎会長 <日程第4>議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明をいたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。はじめに、整理番号15番から19番を説明いたしますので、△番〇〇委員ご退席ください。

(△番〇〇委員退席)

外崎会長 それでは、事務局より説明願います。

村田副主幹 はい、副主幹。

外崎会長 はい、副主幹。

村田副主幹 5ページをお開きください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美深町長より決定を求められた令和元年度第6号農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。
整理番号15番、貸主、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。賃貸期間は令和2年1月28日から令和7年1月27日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円、こちらは賃貸継続の案件です。無経営継承に当たりますので、こちらは継続の案件として表記しております。6ページになります。整理番号16番、貸主、字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況田、面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡の賃貸借です。賃貸期間は令和2年1月28日から令和12年1月27日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。整理番号17番、貸主、〇〇〇〇△条〇△丁目△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、7ページまで続きまして、他△△筆、合計△△筆、合計面積△△, △△△. △△㎡の賃貸借です。賃貸期間は令和2年1月28日から令和12年1月27日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。8ページになります。整理番号18番、貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△-△△-△ 〇〇〇〇さん外△名、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。賃貸期間は令和2年1月28日から令和7年1月27日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。整理番号19番、貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。賃貸期間は令和2年1月28日から令和12年1月27日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。〇〇〇〇さんの案件は説明以上です。

外崎会長 整理番号15番から19番について審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

5番
長谷川委員 5番。

外崎会長	はい5番。
5番 長谷川委員	5番長谷川です。整理番号16番なんですけど、反当りの賃貸料だと年額が合わないのではないかなと。
村田副主幹	はい副主幹。
外崎会長	はい副主幹。
村田副主幹	すみません。こちら営農集団からのあっせんとなりますが、反当りで計算しますとやはり△△, △△△円となりますので営農集団へ確認し訂正するようお願いいたします。
外崎会長	ほかにございませんか。 (「なし」という者あり)
外崎会長	ご質疑等がないようでありますので、整理番号15番17番18番19番について原案のとおり、16番は訂正案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
外崎会長	全員賛成です。 (△番 ○○委員入室)
外崎会長	引続き整理番号20番から21番を事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい副主幹。
外崎会長	はい副主幹。
村田副主幹	それでは9ページをお開きください。整理番号20番、譲渡人、字西△条北△△丁目△△番地△ ○○○○さん、譲受人、西△条南△丁目△△番地△ ○○○○○○○ ○○○○ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和2年1月28日、対価の支払期限は令和2年7月31日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格総額は△, △△△, △△△円、反当り△△, △△△円です。こちらは新規案件の売買となります。10ページをご覧ください。整理番号21番、貸主、○○○○○区北△条西△丁目△番地△△ ○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○さん、借主、○○○○○町字○○△△△番地△ ○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡、14ページまで続きまして他△△筆、合計△△筆、合計面積△, △△△, △△△㎡の賃貸借です。賃貸期間は令和2年1月28日から令和6年11月25日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△, △△△, △△△円です。こちらは農地保有合理化事業を利用した新規の賃貸借となります。説明は以上です。
外崎会長	整理番号20番から21番について審議願います。 ご意見、ご質疑を賜ります。
7番 神野委員	7番。

外崎会長	はい7番。
7番 神野委員	21番の件で利用権の期間で対価の支払い期限が賃貸なのに令和6年11月と なっていますが間違いなんですか。
中村次長	はい次長。
外崎会長	はい次長。
中村次長	今ご質問の賃貸の期間ですが、普通一般の期間であれば5年間あると思いま す。今回は農地保有合理化事業ということでありまして、11月26日は〇〇〇 〇〇〇〇が売買で取得した日になります。昨年11月総会の時に売買を決めた 翌日の日になりこれが11月26日になりこれから起算して5年間となる定め となります。
7番 神野委員	7番。
外崎会長 7番 神野委員	はい7番。 賃貸で年額の△, △△△, △△△円でないですか。支払いは毎年でなくて、こ の日ということですか。
中村次長	はい次長。
外崎会長	はい次長。
中村次長	1年間の賃貸料については、売買価格の2%ということで、この金額は決定で ございます。支払い期間ということでは5回ということで令和2年から令和 6年まで毎年12月10日までに入金ということでこれは決定でございます。
外崎会長	ほかにございませんか。 (「なし」という者あり)
外崎会長	ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方 の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
外崎会長	全員賛成です。 よって議案第1号農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり可決さ れました。

◎日程第5 議案第2号

外崎会長	<日程第5>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題 に供します。事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
外崎会長	はい、副主幹。
村田副主幹	15ページをお開きください。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請

についてについて、農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり
ありましたので審議を求めます。

整理番号 10 番、譲渡人、字〇〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇
〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇〇△△番△、地
目、公簿畑、現況畑、面積△, 〇〇〇㎡、17 ページまで続きまして、他△△筆、
合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡、契約の種類は贈与です。土地の引渡
し時期は、農地法第 3 条の許可日、売買価格は贈与のため無償となります。
権利設定の理由ですが、譲渡人は後継者に農地を贈与する。譲受人は農地の
贈与を受け、引き続き農業経営を行うです。17 ページをお開きください。整
理番号 11 番、貸主、字〇〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇△△
番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇〇△△番△、地目、公簿
畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△△, △△△
㎡、契約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借ですので無償となります。設定
の期間は令和 2 年 1 月 27 日から令和 12 年 1 月 26 日まで、権利設定の理由で
すが、貸主は後継者に経営を移譲する。借主は、農業経営を引続き行なうで
す。18 ページになります。整理番号 12 番、譲渡人、字〇△条〇△丁目△△番
地 〇〇〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、
美深町字〇〇△△番△、地目、公簿原野、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、
合計△筆、合計面積△, △△△㎡、契約の種類は贈与です。土地の引渡し時期
は、農地法第 3 条の許可日、売買価格は贈与のため無償となります。権利設
定の理由ですが、譲渡人は農地を処分する。譲受人は農地を取得して規模拡
大を図るです。整理番号 13 番、貸主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇〇さん、借
主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△番△、地
目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、次のページまで続きまして他△△
筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△. △△△㎡の内△△△, △△△. △△、契
約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借ですので無償となります。設定の期
間は令和 2 年 1 月 27 日から令和 12 年 1 月 26 日まで、権利設定の理由です
が、貸主は後継者に経営を移譲する。借主は、農業経営を引続き行なうです。
説明は以上です。

外崎会長

議案第 2 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。
ございませんか。
（「なし」という者あり）

8 番
杉田委員

8 番。

外崎会長
8 番
杉田委員

はい 8 番。

ちょっと細かいことなんですけれど、15 ページの家族欄で男△人になってま
すけども、17 ページの方は男△人になっていますけれども、これはどういう
理由でしょうか。

村田副主幹

はい副主幹。

外崎会長

はい副主幹。

村田副主幹

失礼しました。整理番号 10 番の男△人が間違いで男△人です。譲渡し人のカ
ウントの仕方で訂正いたします。

外崎会長

譲渡し人の中には家族全員なので、訂正しなくてもこのままで良いのでは。
その辺ちょっと調べてやってください。

村田副主幹

今後の記載方法の取り扱いを整理させていただきます。

外崎会長

ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、ご質疑等がないようでありますので、議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員の賛成です。
よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

外崎会長 <日程第6>議案第3号水利権更新に伴うかんがい面積証明についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

外崎会長 はい、副主幹。

村田副主幹 20ページをお開きください。議案第3号水利権更新に伴うかんがい面積証明について、美深土地改良区より水利権更新・変更に伴うかんがい面積の証明願いがありましたので、交付の可否について審議を求めます。
整理番号1番、1願い出人、美深土地改良区理事長 ○○○○さん。2使用目的、水利権更新・変更(河川法23、24条)申請のかんがい面積証明のため。
3水利名称、天塩川水系美深パンケ川、美深パンケ川用水樋管(富岡第1幹線)。4かんがい面積、かんがい面積は△△△、△△△㎡。5水利権期間、許可の日から2030年3月31日まで。6証明事項、かんがい面積に係る農用地の所在、地番、地目、面積、所有者、耕作者、別紙のとおりとなりまして、23ページの内容について証明を行います。21ページをお開きください。整理番号2番、1と2、5と6については、整理番号1と同じですので省略させていただきます。3水利名称、天塩川水系美深パンケ川、美深パンケ川用水樋管(富岡第1幹線44支線)。4かんがい面積、かんがい面積は△△△、△△△㎡です。こちらの方についても一覧は24ページと25ページになります。22ページには今回水利権更新に伴う地図ということになっています。13の矢印がありますが、丸のところから今回用水として水をを引く場所になっています。23ページからはそれぞれの証明する内容について一覧となっておりますので、所在、地目、面積、所有者、耕作者についての証明を行うこととなっております。説明は以上です。

外崎会長 議案第3号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。

8番
杉田委員 8番。

外崎会長 はい8番。

8番
杉田委員 すみません、これ平たく言うとどういうことなんでしょうか。土地の所有が変わったので、その人に水利権が渡るといことなんでしょうか。

村田副主幹 はい副主幹。

外崎会長	はい副主幹。
村田副主幹	水利権の更新を今回土地改良区で行なうんですけれども、内容について、やはり 10 年前と結構古いものとなっているものですからその内容を土地改良区のかんがい面積の精査ということで必要な土地の部分と今現在所有者の方と耕作者が誰なのか、それについて証明をかけて農業委員会からは発行することになります。
外崎会長	ほかにございませんか。 （「なし」という者あり）
外崎会長	ご質疑等がないようでありますので、ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号水利権更新に伴うかんがい面積証明について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
外崎会長	全員の賛成です。 よって、議案第 3 号水利権更新に伴うかんがい面積証明については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 その他

外崎会長	<日程第 7>その他、農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを事務局より説明願います。
村田副主幹	はい副主幹。
外崎会長	はい副主幹。
村田副主幹	26 ページになりますが、農業委員会の法令遵守の申し合わせについてですが、こちらにつきましては北海道農業会議より農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、農業委員会総会で確認を行うよう依頼がありました。昨年 10 月以降連続して農業委員会会長が農地法違反等の不祥事で逮捕される等が発生しておりますので、昨年の 11 月 28 日開催の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会では農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせを決議しまして、農業委員会組織としまして、綱紀粛正の徹底を図っていくこと、と確認しています。この申し合わせ決議の趣旨にのっとりまして、美深町農業委員会としても法令遵守の申し合わせを行なうものです。内容について読み上げさせていただきます。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせる。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の権限、同第 33 条の議事録公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため研修等実施すること。令和 2 年 1 月 27 日、美深町農業委員会。

こちらを申し合わせ事項として確認いたします。これについては、年に1回程度総会の中で確認するようになっていることになっておりますので、時期を見ながら年に一回は確認させていただきます。説明は以上です。

外崎会長

農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、ご意見を賜ります。何がございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご意見等がないようでありますので、農業委員会の法令遵守の申し合わせについては、申し合わせ事項のとおり確認をしました。引続き、適正に農地制度を運用し、法令を遵守してまいります。

委員のみなさまから何かございませんか。
なければ事務局からありませんか。

◎閉会宣言

外崎会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第10回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後2時17分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

㊟

署名委員 7 番

㊟

署名委員 8 番

㊟